

広島県建築士会呉地区支部規定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 支部は広島県建築士会呉地区支部（以下支部という）という。

(目 的)

第2条 支部は本会定款に規定する目的並びに事業を行うため支部会員の親睦を計り相協力して社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 支部は呉市に置く。必要に応じ役員会の決議で以て適宜の地に設けることができる。

(現在地 呉市中央2丁目5-28 呉建設会館内)

(支部の区域)

第4条 支部の地域は次の区域とする。

呉市，竹原市，安芸郡の一部及び豊田郡の一部の区域

第2章 役 員

第5条 支部に次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 3名

常議員 若干名（内10名を常任幹事とする）

(常議員・常任幹事)

第6条 常議員は支部所属の会員中から選挙し、常任幹事は常議員の互選によって定める。

(支部長の選任)

第7条 支部長は支部に所属する本会理事の中から支部役員会において選任する。

(支部長・副支部長)

第8条 支部長は支部を代表し会務を掌理し総会及び役員会議の議長となる。常議員の中から役員会で定めた副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。

(常議員の補欠就任)

第10条 常議員に欠員を生じたときは最初の常議員選挙における補欠候補の中から次点者得点の上位者より補充する。但し次点の得票同数の場合は年長の順に定める。

(補充就任者の任期)

第11条 補欠により就任した者の任期は前任者の残存期間とする。

(常議員及び常任幹事の職務)

第12条 常議員は役員会において会務を決議し常任幹事は支部長の補佐として会務を処理する。

(後任就任までの役員任期)

第13条 役員の任期満了後も後任者の就任まで引続き職務を行なう。

(役員組織)

第14条 役員会は支部常議員及び支部に所属する理事を以て組織する。

(役員会の招集及び決議方法)

第15条 役員会の招集及び決議方法は定款第18条第19条の理事とあるのを常議員と読み替えて準用する。

(役員会の決議事項)

第16条 役員会で決議する事項は次の通りとする。

1. 総会に提出する予算決算等諸般に対する報告又は総会に提出する議案の査定
2. その他支部運営上必要な事項

(顧問および相談役)

第17条 支部に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。
- 3 任期は2ヵ年とし支部役員に就任したときはその位置を退くものとする。
- 4 顧問・相談役は会務の重要事項につき、支部長の諮問に応じ、意見をのべることができる。

第3章 会 議

(総会の決議事項)

第18条 総会で決議する事項は次の通りとする。

- 1 支部規定の制定及び改廃
- 2 予算並びに決算
- 3 目的達成のための事業方針
- 4 その他重要事項

(総会の規定)

第19条 総会の規定については定款第4章中会長とあるのを支部長と読み替えて準用する。

第4章 会 計

(会計及び予算経理)

第20条 支部の会計及び予算経理について本会規則第13条より第17条及び本会規則第5章中理事会とあるのを役員会に、常務理事及び監事とあるのを常任幹事に読み替えてこれを準用する。

(経 費)

第21条 支部の経費は本部補助金、寄付金、又は会務から生ずるその他の収入でこれを支弁する。

第5章 褒 賞

(褒 賞)

第22条 本会は特に支部に対して功績のあった会員を役員会に於いて選考の上褒賞する

ことができる。

第6章 雑 則

(規定の補足)

第23条 支部規定において疑義あるときは、本会の定款並びに規則の定める所による。

第24条 定款第13条及び規則第5条に定める理事は支部役員会に於いてあらかじめ人選するものとする。

第25条 支部規定に別段の定めのないときは本会の定款並びに規則の定める所による。

呉地区支部規定第5章褒賞の内規

(昭和45年12月3日役員会決定事項)

(選考及び時期)

表彰委員会は褒賞規定に該当する会員を毎年4月に選考し、その年度の総会に於いて功績をねぎらう。

(授与品)

該当者には、その功績をたたえる表彰状、並びに記念品を贈呈するものとする。

(範囲)

○役員 of 役職で通算年数15年以上とし、表彰委員会に於いて承認を得たもの。

○支部長に亘っては、これに限らず辞任の時期とする。

○支部に対し特に功績を残し、推薦された場合はこれに限らず、表彰委員会に附し承認を得たもの。この場合役員、会員を問わない。

(附則)

前項同文に依り感謝状も出すことが出来る。

呉地区支部慶弔金制度内規定

(昭和45年12月3日役員会決定事項)

(規則)

○建築士会呉地区支部に所属する正会員並びに賛助会員で、呉地区支部で定めたる会費を納入したる会員に該当する。(但し6ヶ月を超える滞納者は除外する)

○該当者はこれを証明するものを支部長に提出し承認を得たものに限る。

(結婚祝金)

3,000円

(死亡香典)

正会員並びに賛助会員

5,000円、花輪(但し賛助会員は代表者に限る)

(その他の場合)

支部長が特に認めたもの、金額については支部長の一任に依るものとする。

広島県建築士会呉地区支部青年部会細則

第1章 総 則

第1条 本部会は社団法人広島県建築士会呉地区支部青年部会と称する。

第2条 本部会は社団法人広島県建築士会呉地区支部内に置く。

第3条 本部会は本部（社団法人広島県建築士会呉地区支部以下支部という）の規定の目的を推し、会員相互の交誼を厚くし建築の質の向上に貢献することを目的とする。

第4条 本部会は、目的達成の為に下記の事業を行う。

1. 総 会

1. 研修会（年1回以上）

1. 会員相互の親睦

1. その他目的達成の為に必要なこと

第2章 会 員

第5条 本部会の地域は、本部に準ずる。

第6条 本部会は、本部に準ずる地域に住所または、勤務先を有する本部の正会員および準会員、賛助会員のうち、年度末現在、40歳以下をもって構成する。

第3章 役 員

第7条 本部会に下記の役員を置く。

1. 部会長 1名

1. 副部会長 2名

1. 会計監査 2名

1. 会 計 1名

1. 幹事若干名（うち5名は常任幹事とする）

第8条 本部会の役員は次の方法で定める。

1. 部会長、副部会長、会計、会計監査、幹事は総会で会員の中から選ぶ。

第9条 本部会の各役員は、それぞれ次の任務をもつ。

1. 部会長……本部会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会の議長をつとめる。

1. 副部会長……部会長を助け、部会長に支障のある時は、代理する。

1. 会 計……会計事務に当る。

1. 会計監査……会計を監査する。

1. 幹 事……会務を処する。

第10条 本部会の役員の任期は1年とする。但し留任をさまたげない。欠員は役員会にはかり補充し、これによって就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。

第11条 本部会は顧問及び相談役を置くことができる。

第12条 本部会の役員の報酬は支給しないものとする。ただし会務の為の旅費その他の経費は、その実費を支給することができる。

第4章 会 議

第13条 会議は定期総会、臨時総会及び役員会とする。

第14条 総会は最高の議決機関で毎年1回開く。臨時総会は、役員が必要と認めた時部会長が招集する。

第15条 総会は次の議決を行う。

1. 会則の変更, 改正
1. 事業計画及び収支予算の承認
1. 役員の改選
1. その他の重要なこと

第16条 役員会は部会長が必要と認めた時招集し次の事を決める。

1. 総会に附議する原案
1. 本部会の運営に関する諸事項
1. その他緊急の協議

第17条 本部会の議決は、会員の参加者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長がこれを決める。

第18条 会員は、それぞれ1回の議決権を有する。

1. 議決権の行使は、他の出席者に委任することができる。
1. 前項による委任は出席とみなす。

第5章 会 計

第19条 本部会の経費は、本部の予算、賛助会費によって行う。但しその他の収入によることもできる。

第20条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

この細則は昭和52年4月より施行する。